

社労連第696号  
令和6年11月21日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実  
(公印省略)

**マイナ保険証移行にかかる過渡期運用における取扱い及びQ&Aについて**

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、厚生労働省年金局事業管理課長から別添のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

別 添

事 務 連 絡  
令和 6 年 11 月 14 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

マイナ保険証移行にかかる過渡期運用における取扱い及びQ & Aについて

標記について、別添のとおり日本年金機構事業企画部門担当理事、事業管理部門担当理事あてに連絡しましたので、お知らせいたします。

【別添】

事 務 連 絡

令和6年11月14日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省年金局事業管理課長

マイナ保険証移行にかかる過渡期運用における取扱い及びQ&Aについて

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部の施行（令和6年12月2日施行）に伴う資格確認書に係る規定については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（以下「改正省令」という。）により定められたところであるが、今般、制度移行期にかかる事務の取扱いについては、下記のとおり対応いただくようお願い申し上げます。併せて、下記対応について、円滑にご準備いただく観点から別添のとおりQ&Aを作成いたしましたのでご了知願います。

なお、健康保険組合管掌事業所における事務の運用については、加入の健康保険組合あて照会いただくようご案内をお願いいたします。

また、マイナ保険証移行事務全体の取扱いにかかる通知につきましては、別途発出を予定しておりますので申し添えます。

## 記

- 1 改正省令により「資格確認書発行要否」欄が追加された資格取得届及び被扶養者異動届については、令和6年12月2日より運用を開始すること。

- 2 改正省令による改正前の資格取得届及び被扶養者異動届による届出については、備考欄に資格確認書の発行を希望する旨の記載がされている場合は資格確認書を発行するものであること。なお、本取扱は令和7年2月28日までは行うこととし、3月1日以降の取扱は別途示すこととする。
  
- 3 紙申請及び電子媒体申請は令和6年11月29日まで、電子申請は12月1日までに受付し、12月2日以降に処理を行うこととなる資格取得届及び被扶養者異動届については、全て資格確認書を発行するものであること。

以上

## マイナ保険証移行にかかる過渡期運用に関するQ&amp;Aについて

## ＜被保険者証について＞

Q 1 令和6年12月1日まで現行の被保険者証を交付可能とのことだが、全国健康保険協会（以下「協会」という。）の被保険者証はいつ時点の処理日まで発行されるのか。

A 日本年金機構（以下「機構」という。）において、令和6年11月29日までに処理が終わった資格取得届及び被扶養者異動届等については、従前どおり被保険者証が発行されます。

Q 2 令和6年12月1日付で都道府県をまたぐ管轄変更について、被保険者証は発行されるのか。

A 11月29日までに処理が完了した12月1日付の管轄変更については、変更後の事業所整理記号に基づく新しい被保険者証が発行されます。なお、11月29日までに受け付けたものであっても、令和7年1月1日以降の日付で管轄変更となるものについては被保険者証は発行されません。この場合、資格確認書の発行履歴も把握できないことから、資格確認書が必要な方は協会あて資格確認書の交付申請をしていただくようご案内をお願いします。

Q 3 令和6年12月2日以降、被保険者証を交付することはできないのか。11月29日までに受付した届書の処理が、12月2日以降となった場合はどうなるのか。

A 令和6年12月2日以降は被保険者証を交付することはできません。

しかしながら、紙・電子媒体は11月29日まで、電子申請は12月1日までに受付し、12月2日以降に処理することとなる届書（以下「未処理の届書」という。）内には、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）をお持ちでない方も含まれることが推測されるため、過渡期における被保険者の円滑な保険診療の確保の観点から、機構において未処理の届書内の全ての方を「資格確認書の発行が必要」として処理し、職権で協会が資格確認書を発行する運用とします。

なお、12月2日以降に受付する届書における旧様式の運用についてはQ15を参照してください。

Q 4 令和6年12月2日以降、氏名変更や破損・紛失の場合であっても、被保険者証を再交付することができないのか。

A 令和6年12月2日以降は被保険者証の再交付はできません。また、令和6

年12月1日までに被保険者証が発行されている方が氏名変更を行った場合、資格確認書は職権では発行されません。

氏名変更や破損・紛失等で再交付が必要な場合は、マイナ保険証を保有していない方等であって、マイナ保険証の利用登録のご意向がない場合やマイナンバーカードの取得日までに時間を要する場合等には、協会あて資格確認書の交付申請をしていただくようご案内をお願いします。

Q 5 経過措置期間中（令和6年12月2日から令和7年12月1日まで）に、被保険者証を保有している者が資格を喪失した場合、当該被保険者証を回収する必要があるのか。

A 経過措置期間中においては、被保険者証の回収は従前と同じ取扱いとなるため、事業主においては資格喪失届に添えて被保険者証を返納すること、被保険者においては被保険者証を事業主に提出することが必要です。よって、資格喪失届に添付して提出された被保険者証については、従前と同様協会支部あて郵送をお願いします。

Q 6 経過措置期間が終了する令和7年12月2日以降、被保険者証を回収する必要があるのか。

A 回収する必要はなく、加入者本人において破棄できることとしていますが、資格喪失届に添付して提出があった場合等は、従前通り協会支部あて郵送をお願いします。

<資格確認書について>

Q 7 資格確認書は、どのように発行されるのか。

A 令和6年12月2日以降、「資格確認書交付申請書」を協会あて提出することで発行されるほか、資格取得届及び被扶養者異動届提出時に「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックがあれば、資格情報と併せてデータ連携され、資格確認書が発行されることとなります。なお、届書で資格確認書の発行申請を失念した場合でも、マイナンバーカードの保険証利用の登録を行っていない方やマイナンバーカードを返納した方等については、月次で協会が職権発行を行います。

令和6年12月1日以前からの加入者で、マイナ保険証の利用ができない方については、被保険者証の経過措置期間中に職権発行し送付することとしています。（※ 令和7年10月頃の発送を予定）

Q 8 資格確認書の有効期間は何年か。

A 協会が発行する資格確認書の有効期間は、一般加入者が最長 5 年、任継加入者が最長 2 年です。

Q 9 令和 6 年 12 月 2 日以降、高齢受給者証や限度額適用認定証及び特定疾病療養受療証の取扱はどうなるか。

A 令和 6 年 12 月 2 日以降、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証については、各保険者の判断により資格確認書に各証の情報を任意記載事項として記載することが法令上可能となりますが、協会においては資格確認書の任意記載事項としてではなく、引き続き各証を交付します。

Q10 資格確認書における氏名変更や破損・紛失等の場合はどのような対応となるのか。

A 氏名変更については、月 1 回の住民基本台帳ネットワークシステムの情報更新により資格確認書が再発行されるほか、氏名変更届が機構あて提出されることでも再発行されます。破損や紛失の場合には、資格確認書交付申請書を協会あて申請することで、再発行を受けることができます。

Q11 資格確認書を保有している者が資格を喪失した場合、資格確認書は回収する必要があるのか。また、有効期限が切れた資格確認書についても同様なか。

A 有効期限内の資格喪失については、事業主においては資格喪失届に添えて返納すること、被保険者においては事業主へ返納することが必要です。よって、資格喪失届に添付して提出された資格確認書については、従前の被保険者証と同様協会支部あて郵送をお願いします。

有効期限切れの資格確認書については、回収する必要はなく、加入者本人において破棄できることとしていますが、資格喪失届に添付して提出があった場合等は、協会支部あて郵送をお願いします。

なお、資格確認書が添付できない場合は、「資格確認書回収不能届」を資格喪失届に添付させることとしますが、被保険者証と異なり資格確認書の発行履歴はシステム上管理しないため、データ入力を行わず回収不能届のみ協会あて回送するようお願いします。

<資格情報のお知らせについて>

Q12 資格情報のお知らせとはなにか。どのような場合に発行されるのか。

A 資格情報のお知らせは、主にマイナ保険証の保有者が保険加入した際の資格情報等を簡易に確認できるようにするほか、医療機関の窓口にてカードリーダーの故障等マイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証と併せて提出することで資格確認を行えるよう交付することとしています。協会においては、令和6年12月1日以前の加入者について令和6年9月と令和7年1月に送付し、令和6年12月2日以降の加入者については、資格取得時に発行します。

Q13 資格情報のお知らせは、氏名変更や破損・紛失等の場合はどのような対応となるのか。

A 資格情報のお知らせは、協会においては氏名変更による再発行は行いません。き損・滅失による再交付を希望する場合は、協会に「資格情報のお知らせ交付申請書」を提出する事で、改めて発行を受けることが可能です。

なお、マイナ保険証を保有している場合は、本人がマイナポータルから資格情報のお知らせと同じ資格情報を確認することができ、PDFで保存することができます。マイナポータルの画面（ダウンロードしたPDF媒体を含む。）についても、資格情報のお知らせと同じく、医療機関の窓口にてカードリーダーの故障等マイナ保険証が利用できない場合に、マイナ保険証と併せて提示等することで資格確認を行うことができます。

Q14 資格情報のお知らせは資格喪失時に回収する必要があるか。

A 資格情報のお知らせは回収不要です。

<加入・脱退の手続きについて>

Q15 旧様式の資格取得届及び被扶養者異動届には資格確認書発行要否欄がないが、どのような対応が必要か。

A 旧様式の資格取得届及び被扶養者異動届については、制度施行の過渡期の対応として、令和7年2月28日までの間は、旧様式の備考欄に「資格確認書発行要」の旨記載がある場合は、資格確認書の発行対象とすることとしますので、協会あてデータ連携をお願いします。

そのため、旧様式の資格取得届及び被扶養者異動届の受付時には、可能な限り、資格確認書の発行希望を確認いただくことが望ましいです。

なお、令和7年3月1日以降の取扱いは別途お示ししますが、電子申請については同日以降の旧様式の受付は不可としてください。